

長岡市地域おこし協力隊（外国人日本語支援コーディネーター） の勤務条件等について

1 勤務場所

長岡市国際交流センター「地球広場」

（長岡市大手通2-2-6ながおか市民センター1階）

※令和8年11月上旬に米百俵プレイスミライエ長岡東館1階に移転予定

2 職務内容

- (1) 長岡市における日本語教育に対するニーズの把握
- (2) 日本語講座とにほんご広場（ボランティアと学習者（外国人市民）が交流しながら日本語を学ぶ場）の連携・調整
- (3) 日本語講座のカリキュラム等の検討・開発、講師との連携・調整
- (4) オンライン日本語講座の開催検討
- (5) 外国人児童生徒支援における支援者のマッチング
- (6) 日本語講師の育成・発掘
- (7) その他、外国人日本語支援として市長が必要と認める事項

3 任用期間

任用日から令和9年3月31日まで

※任命権者が公務の運営上特に必要と認める者については、再度の任用をすることがある。

4 条件付採用期間

任用日から1か月間

※ただし、実勤務日数が少ない場合、延長することがある。

5 勤務時間

原則として、午前9時から午後4時まで（休憩1時間）。業務の都合により、始業・終業時刻が前後する場合があります。

6 基本給

月額219,905円

支払日は長岡市職員の給与支払日（原則として、毎月21日：金融機関休業日の場合は直前の営業日）

7 期末・勤勉手当

12月に支給（支給割合は各1.7875月を基本とし、基準日以前6か月における在職期間及び勤務状況に応じた割合とする。）

8 通勤手当

通勤距離（片道）に応じた額を支給（徒歩で通勤する場合は支給対象外）

9 休 日

4 週 8 休の変則勤務。日本語講座及びにほんご広場の運営に従事するため、原則として火曜日、金曜日及び日曜日は勤務日とし、休日は勤務表により指定する日。国民の祝日に関する法律に定める休日に相当する日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）又はそれに相当する日は休日。

10 年次休暇

10 日（任用期間により変動、通年で再度任用された場合の新規付与日数は前年度付与日数に 2 日を加えた日数とし、20 日を限度とする）

11 育児休業等

育児休業、部分休業（一定の条件を満たす場合に限る）

12 特別休暇等

忌引、結婚休暇等（一定の条件を満たす場合に限る）

13 社会保険等

健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に加入

14 待遇・福利厚生

- ・兼業は、業務に支障のない範囲で認めます。ただし、事前相談のうえ届出が必要です。
- ・住居費は、居住家賃のうち月額最大 40,000 円まで補助します。
- ・転居に要する費用、光熱水費、通信費、自治会費等は個人負担となります。
- ・原則として、パソコン、携帯電話等の備品の貸与はありません。
- ・その他活動に必要なもの（出張に係る旅費、消耗品、燃料、その他活動に係わる経費等）は、予算の範囲内で支給します。

15 そ の 他

- ・長岡市の会計年度任用職員として採用します。
- ・会計年度任用職員の任用及び勤務条件は、「長岡市会計年度任用職員に勤務時間、休暇等に関する規則」により運用します。
- ・初年度の任用期間は任用（採用）の日から採用年度の 3 月 31 日までとします。
ただし、活動に取り組む姿勢・成果などを考慮し、最長で 3 年間まで延長することがあります。
- ・基本給及び期末・勤勉手当は給与改定や制度改正により年度途中に変更となる可能性があります。
- ・原則として時間外勤務は行いませんが、繁忙時等に依頼することがあります。

（担当：長岡市観光・交流部国際交流課国際交流センター）